

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部⑤ (船木・前津吉浦・前津吉浜・神上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月21日(第1回) 令和6年10月7日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地と中山間地が混在しており耕作条件に差がある。船木地区では基盤整備された圃場があるため、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能活動組織の取り組みがあるが、その他の地区では取り組みがなされておらず、法面や水路、農道等の維持管理が負担となっている。また、有害鳥獣対策として防護柵を設置しているが、イノシシの被害も増加傾向にある。地域の農業者は高齢化が進み、後継者や担い手が不足し、このままだと現状維持も難しい状況となっている。

さらに、米の価格不安定や資材高騰などの影響により、農業所得が低く、耕作意欲低下の一因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備された農地は守っていくが、その他の中山間地の農地は荒廃していくことが懸念される。条件の悪いところは維持管理だけで精一杯であり、今後は農地の集積をどのように進めていくかを地域全体で協議していくことが必要である。

また、基盤整備地区でも離農者ができる可能性もあり、新規就農者の施設園芸希望者に農地を提供でき、団地化が図れるような仕組みづくりを検討していく必要がある。現在、米価が低迷しており、主食米から飼料米への転換も増えてきているが地産地消も大切であるため、主食米の作付けも継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備地区を中心に、今後、地域の担い手となる経営体へ集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備地区においては、農地中間管理機構を活用し農地の集積を進める。その他の中山間地区においても可能な限り推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現存する基盤整備地の維持管理を継続していく。中山間地の基盤整備については、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面で負担が大きいことから、新規での事業取り組みは難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での経営体の確保・育成は難しいため、近隣地域から担い手を確保するよう検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業などの委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①イノシシなどの鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置・維持管理を行う。
③ドローン等を活用した防除作業など、農作業の省力化を行う。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。